

無線システム普及支援事業 (共聴施設整備事業)

1 目的

テレビジョン放送の難視聴解消を図るため、共聴組合などに対し、事業に要する経費の一部を補助することにより、地上デジタル放送の受信障害対策を講ずると共に放送受信可能な地域の拡大を図ることを目的とする。

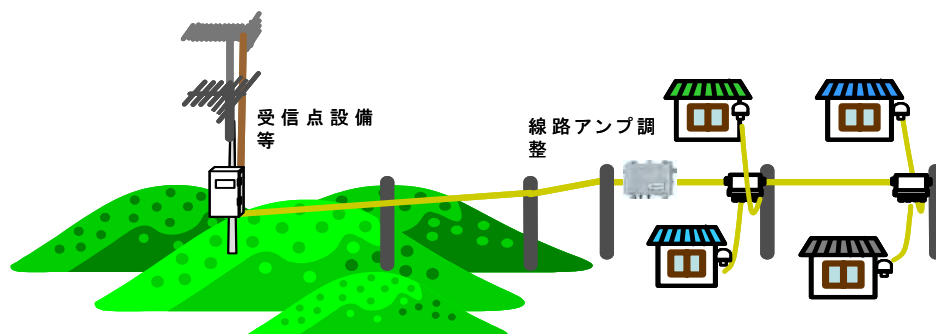
2 事業の概要

- ・ 事業主体 市町村又は共聴施設の設置者
- ・ 対象地域 山間部などテレビジョン放送の視聴が困難な地域
- ・ 対象施設 【有線共聴施設】受信点設備の移設費、改修費等（改修又は新設）
【無線共聴施設】受信点設備、有線伝送路、送信設備（改修又は新設）
- ・ 補助率 1 / 2

3 イメージ図

【有線共聴施設】

※有線共聴施設は、1世帯当たり3.5万円を超える場合が対象



【無線共聴施設】

